

論 点

「個人識別型」と「プライバシー型」

「個人識別型」と「プライバシー型」とで個別の情報の取扱いに差が生じるか。
具体的な事実の認定、当てはめ等の運用上の容易性に違いはあるか。

判決・答申においては、プライバシー型の規定を採用している地方公共団体の条例の「特定の個人を識別できる情報のうち、他人に知られたくないもの」と法の「特定の個人を識別できる情報から、ただし書イ、ロ、ハを除いたもの」とで個別の情報の取扱いに実質的に大きな差異はみられない。

具体的な事実の認定、当てはめ等の運用上の容易性については、いずれとも一長一短ではないか。

個人情報保護法制との整合性にも留意する必要がある。

1 知事交際費の相手方の氏名等の公開について争った判決の例

プライバシー型の規定において、知事交際費の相手方である私人については公開してはならないとした例〔大阪府条例関係〕

「知事の交際は、それが知事の職務としてなされるものであっても、私人である相手方にとっては、私的出来事といわなければならない。本件条例9条1号は、私事に関する情報のうち性質上公開に親しまないような個人情報が記載されている文書を公開してはならないとしているものと解されるが、知事の交際の相手方となった私人としては、懇談の場合であると、慶弔の場合であると問わず、その具体的な費用、金額等までは一般に他人に知られたくないと望むものであり、そのことは正当であると認められる。そうすると、このような交際に関する情報は、その交際の性質、内容等からして交際内容等が一般に公表、披露されることがもともと予定されているものを除いては、同号に該当するというべきである。

したがって、本件文書のうち私人である相手方に係るものは、相手方が識別できるようなものであれば、原則として、同号により公開してはならない文書に該当するというべきである。」

（最高裁平成6年1月27日2審判決を破棄差戻し）

（差戻控訴審大阪高判平8年6月25日最高裁の考え方を踏襲）

個人識別型の規定において、知事交際費の相手方が公務員である場合も私人等同様に扱うべきとした例〔栃木県条例関係〕

「本件文書中に、別表記載の個人に関する情報中、「相手方が個人」欄中「識別されるもの」欄のもの（略）に関する情報が記録されている部分が存在することは前示のとおりである。そして、これらの情報は、明らかに本号に該当するものというべきである。（略）また、相手方が公務員の場合でも、そのプライバシーは保護されるべきであり、本号の法文中に公務員を適用除外する旨の文言の存在しない以上、法文解釈の一般原則に照らしても、また、本条例第3条後段の「個人のプライバシーの保護」の趣旨からみても、本号の解釈上、公務員を別異に扱うことはできない。更に、仮に、相手方の氏名を抹消して、年月日、支出項目、金額等を開示するとすれば、その場合でも、これによって、氏名識別の可能性があることは容易に推察できるところであるから、そのような部分開示も本号に該当するものというべきである。」

（東京高判平3年1月21日）

2 個人識別型の規定において、公務員の氏名等の公開が争われた判決の例

公務員の職務の遂行に関する情報は「個人に関する情報」に該当しないとした例〔広島県条例関係〕

「本件条例は、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加をより一層促進し、もって活力に満ちた公正で開かれた県政を推進することを目的とし、そのために県民の公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに（1条）、実施機関に対し、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしつつも、県民の公文書の公開を求める権利を十分に尊重して本件条例を解釈適用する責務を負わせている（3条）。このような本件条例の目的、趣旨からすれば、本件条例が、広島県の公務員の職務の遂行に関する情報が記録された公文書について、公務員個人の社会的活動としての側面があることを理由に、非公開とすることができるとしているとは解し難い。また、国又は他の地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報についても、国又は当該地方公共団体において同様の責務を負うべき関係にあることから、上記目的を達成するため、広島県の公務員の職務の遂行に関する情報と同様に公開されてしかるべきものと取り扱うというのが本件条例の趣旨であると解される。したがって、国及び地方公共団体の公務員の職務の遂行に関する情報は、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合を除き、公務員個人が本件条例9条2号にいう「個人」に当たるとを理由に同号の非公開情報に当たるとはいえないと解するのが相当である。」

(最高判平 15 年 12 月 18 日)

最高判平 15 年 10 月 24 日〔岐阜県条例関係〕、最高判平 15 年 11 月 21 日〔新潟県条例関係〕など同様の判決が続いている。

公的な会議での協議員の発言等は「個人に関する情報」に該当しないとした例

「(法 5 条 1 号の)規定の趣旨は、個人の正当な権利利益の保護であり、その中核的部分は、いわゆるプライバシー権であると解される。したがって、個人の正当な権利とは無関係に、単に「組織体の構成員としての個人の活動に関する情報」も形式的に「個人に関する情報」に含まれると解するのは相当ではなく、関係する組織の役割、目的、内容、構成員と組織の関係、構成員間の人的関係等の諸要素を検討した上で、個人の正当な権利利益の保護の必要性の有無や、個人の私的生活における私的事項についての利益が侵害されるおそれがないかなど、いわゆるプライバシー権の内容についても検討し、その結果、形式的には個人識別情報といえども、個人としての私的領域における私的な権利、正当な権利が害されるおそれがあると評価できない場合は、そもそも「個人に関する情報」として不開示にすべき理由も必要もないというべきである。

(略)(本件行政文書に再編成協議会における個々の発言者ごとに、発言者を特定した上で、発言内容が逐語的に録取されていることについては、)再編成協議会は南愛媛病院の経営移譲問題という公的な問題について、(略)といった地方公共団体の長、医師会長といった行政ないし公的機関を代表する者が協議員として参加して発言しているものであるから、再編成協議会において、どの協議員がいかなる内容の発言をしたかが公になったとしても、協議員のそれぞれの立場から離れた全くの私的領域に関する事項が公表されることや、私的事項に関する私的利益が侵害されるような事態は想定されない。

また、(略)仮に協議員が、「私的立場からの発言」と断った上で発言したとしても、その発言が、当該協議員が所属するそれぞれの組織の立場を離れ、当然に協議員個人の私的立場からの発言となるとはおよそ考えにくく、その発言が公になることにより、各協議員の私的領域に関する私的利益が侵害されるような事態は想定し得ないというほかない。

(略)再編成協議会における発言内容の中に氏名等の個人識別情報があるとしても、(略)それが明らかになることにより、協議員の正当な利益を侵害するおそれはおよそ認めがたい。(略)

よって、被告は、本件情報が情報公開法 5 条 1 号本文所定の「個人に関する情報」とであると主張するが、本件情報が「個人に関する情報」に該当すると認めることはできない。」

(高松地判平 16 年 4 月 26 日)〔四国厚生支局長関係〕

3 プライバシー型の規定において、「他人に知られたくない情報」に該当するかどうか争われた判決の例

土地開発公社による用地買収の価格及び補償金額が「他人に知られたくない情報」に該当しないとした例〔名古屋市条例関係〕

「本件係争情報である土地の取得価格等は、いずれも公示価格を規準として、同一地域においてもそれぞれ異なる間口、奥行き、地積、形状、道路との接続状況等当該土地の有する個別の画地条件を考慮して、算出された公正な価格となっているはずである。このような公正な価格は、当然に公示価格に上記個別の条件により範囲が画された一定の客観的な範囲に存するから、そのプライバシー性は希薄であり、その要保護性に乏しいというべきである。」

「補償金の金額についても、その対象に応じて客観的に公正な金額になっているはずであること、また、当該補償金額によってその個人の全体的経済状況を推認することができるとは考えられず、土地の取得価格と同じく本件条例1号に該当しないというべきである。」

(名古屋高判平15年5月28日)

(参考)

名古屋市情報公開条例(平成12年4月1日条例第65号平成12年10月1日施行)

第7条第1項第1号

「個人の意識、信条、身体的特徴、健康状態、職業、経歴、成績、家庭状況、所得、財産、社会活動等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)のうち通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

本人請求であるからといって「他人に知られたくない情報」に当たらないとは言えないとした例〔兵庫県三田市条例関係〕

「公文書に記録されている個人情報に係る個人本人が当該公文書の公開を請求したからといって、直ちに当該情報が社会通念上一般的にみて他人に知られたくないと認められるものに該当しなくなると解することもできないというべきである。

(略)

個人情報については、それが社会通念上一般的にみて他人に知られたくないと認められるものに該当する場合には、当該公文書の公開を請求した者が当該個

人情報に係る個人本人であるときであっても、これを本件条例 8 条 1 号の非公開事由に該当するものとして、実施機関は本件条例に基づいて当該文書を公開してはならないとするのが、条例制定者の意思であったことが明らかである。」

(大阪高判平 13 年 10 月 26 日)

(参考)

「プライバシー型」を採用している地方公共団体の情報公開条例の規定例

・ **北海道** (第10条第1項第1号)

「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」

・ **京都府** (第6条第1号)

「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、個人が特定され得るもの(他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。)のうち、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの又は個人を特定され得ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

・ **大阪府** (第9条第1項第1号)

「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもの(以下「個人識別情報という。))のうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの」

・ **兵庫県** (第6条第1号)

「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」